

経済産業省

官 印 省 略
20170328 資 第 6 号
平成 29 年 3 月 28 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

卸電力取引所の業務規定の変更の認可について

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 66 条の 10 第 1 項第 5 号の規定により、別添の申請に係る同法第 99 条第 1 項の規定による卸電力取引所の業務規定の変更の認可について、貴委員会の意見を求めます。